令和５年４月２５日　　開　会

令和５年４月２５日　　閉　会

第35回　　総　会　議　事　録

十　日　町　市　農　業　委　員　会

第35回十日町市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和５年４月２５日（火）午後２時０１分から午後３時１５分
２．開催場所　中里庁舎３階　大会議室

３．出席委員
①農業委員　２４名
会　　長　３番　村山　隆義
会長職務代理　８番　古高　悟

１番　小林　幹司	９番　髙橋　清一	15 番　長津　俊男	21番　重野　りえ子
２番　若井　君男	10 番　菅井　太一	16 番　佐野　幸男	22番　近藤　正男
４番　根津　徳男	11 番　富井　公一	17 番　樋口　則雄	23番　樋口　富行
５番　村山　浩一	12 番　北村　公太郎	18 番　村越　益男	24番　島田　勝広
６番　金澤　茂	13 番　庭野　喜由	19 番　須藤　英雄	
７番　川田　正	14 番　水品　正幸	20 番　村山　太郎	

欠席委員

②推進委員（招集委員　17名）

１番　庭野　誠一		23番　桑原　朝平	31番　相澤　成一
２番　小川　靜夫	18番　村山　進一		
５番　池田　征一	20番　山家　勝一	26番　村山　伸一	
12番　上村　晴彦		29番　山賀　巳喜夫	
13番　佐藤　三代治	22番　内山　浩樹		

欠席委員　14番　金澤　拓男、21番　髙橋　勝則、24番　廣田　幸男、30番　宮原　大樹
33番　村山　幸夫

４．議事日程
日程第１　議事録署名委員選出

日程第２　農地法等の規定に基づく報告について
報告第１号　農地法第18条６項の規定による通知について（4件）
報告第２号　農地転用事実確認願いについて（2件）
報告第３号　農地法の適用を受けない事実確認願いについて（3件）
報告第４号　農用地利用配分計画について（新潟県農林公社　5件）

日程第３　農地法の規定による許可申請処理について
　議案第１号　農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について（3件）
　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について（10件）
　議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について（2件）
　議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について（7件）

日程第４　十日町市農用地利用集積計画について
　議案第５号　十日町市農用地利用集積計画について
　　・新規（44件）
　　・農地利用集積計画一括方式（7件）
　　・再設定（19件）

その他

５．農業委員会事務局職員

本　局	局　長　富井　悟	中　里事務所	主　査　上村　知誉
本　局	農地係長　柳　秀人	松　代事務所	主　事　柳　裕子
本　局	主　任　田村　聡子	松之山事務所	主　査　高橋　松由

６．会議の内容
　別紙の通り

６．会議の内容

村山議長　それでは、これより第35回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、全員出席でございますので、第35回総会が成立していることを宣言いたします。

次に、日程第１、議事録署名委員の選出でございますが、議長に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、指名させていただきます。第35回総会議事録署名委員は、22番委員と23番委員の両名からお願いいたしたいと思います。

あわせて、記録は事務局に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

続きまして、日程第２、農地法等の規定に基づく報告についてでございます。報告事項は１号から４号までございます。全ての報告が終わりました後にご意見、ご質問を頂戴いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局より報告お願いいたします。

【報告第１号～第４号説明】

村山議長　ありがとうございました。ただいま事務局より報告ございましたが、この報告事項につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では続いて日程第３、議案第１号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」３件の申請が出ておりますので、ご審議をお願いいたしたいと思います。

では、事務局説明願います。

事務局　議案書の５ページをご覧ください。議案第１号です。今月は、農地法の許可に対する事業計画変更承認申請が３件ございます。受付番号２番、３番、４番の３件は、関連しておりますので、一括して説明いたします。

【議案第１号、２番～４番説明】

村山議長　では、この案件は３番の私の担当ですので、説明します。

これは、市道稲荷町線改良工事に伴う１級河川の中沢川に架かる橋の工事で

す。ここに書いてあるように設計のやり直しで、工事に着手できなかったということで、この二、三日前に農業用水路を回す工事にやっと着手したというような状況で、業者さんのほうで工事日程組めない状況がまだいまだに続いているというようなことで、期間については来年３月いっぱいということなんですが、また場合によっては厳しいかも分からないというようなお話も業者さんから確認しておりますが、この変更申請について、間違いないということを確認させていただきます。

この案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、改めてお諮りいたしたいと思います。議案第１号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」３件出ておりますが、この３件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでありますので、そのように進めさせていただきます。

続きまして、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」10件の申請が出ておりますので、ご審議をいただきたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局　議案書６ページをお開きください。議案第２号でございます。今月の農地法第３条の規定による許可申請は10件ございます。いずれの案件も農地法第３条第２項各号の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしております。

【議案第２号、１８番・１９番朗読】

村山議長　では、18番、19番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２番　３者に電話で確認いたしました。記載のとおり間違いありませんということですので、よろしくお願いいたします。

村山議長　では、18番、19番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　それでは、異議なしということでございますので、では20番、説明願います。

【議案第２号、２０番朗読】

村山議長　では、20番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２０番　両者に確認したところ、記載のとおり間違いございません。よろしくお願い

いたします。

村山議長　では、20番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では21番、説明願います。

【議案第２号、２１番朗読】

村山議長　では、21番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２２番　　場所は下条本町です。譲渡人の住宅の裏にある畑でございます。それで、この20日に双方に面談にて確認したところ、申請内容に間違いないということでございました。よろしくお願いいたします。

村山議長　21番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では22番、説明願います。

【議案第２号、２２番朗読】

村山議長　では、22番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２番　　譲受人に何度か電話しても出なかったので、実家のお母さんのほうがよく知っているので、そちらで確認しました。また、譲渡人も電話で確認して、記載のとおり間違いないということですので、よろしくお願いいたします。

村山議長　では、22番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では23番、説明願います。

【議案第２号、２３番朗読】

村山議長　では、23番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２番　　両者電話で確認し、記載のとおり間違いないということですので、よろしくお願いいたします。

村山議長　23番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では24番、説明願います。

【議案第２号、２４番朗読】

村山議長　24番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１６番　　場所は、高島の松苧神社の参道のすぐ脇でございます。両者に電話にて確認いたしました。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長　24番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ないでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、次25番、説明願います。

【議案第２号、２５番朗読】

村山議長　この案件は、３番の私の担当ですので説明します。

これは譲受人の田んぼの中に譲渡人が以前利用していた水路部分が入っていたもので、これを交換により譲渡人の田んぼの出入口になるところと交換したという案件でございます。以上です。

25番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では26番、説明願います。

【議案第２号、２６番朗読】

村山議長　では、26番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１３番　　両者に４月18日に電話で確認をいたしました。記載内容に間違いないということでございます。よろしくお願いいたします。

村山議長　では、26番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では27番、説明願います。

【議案第２号、２７番朗読】

村山議長　では、27番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２０番　　譲渡人は代理人の方でした。両者に確認したところ、記載のとおり間違いございません。よろしくお願いします。

村山議長　では、27番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」10件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたしま

す。

この10件につきまして許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」２件の申請が出ておりますので、この内容につきましてご審議をお願いいたしたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局　　９ページの議案第３号をご覧ください。今月の農地法第４条の規定による許可申請は２件でございます。

【議案第３号、２番朗読後、説明】

村山議長　では、２番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１２番　　川西事務所の担当者と現地を確認し、その後申請人に電話で確認をいたしました。この場所は、農地法が施行される以前より住宅の進入路として使ってきたもので、農地法施行当時に適正な手続がされず、今日まで来てしまったことから、違反転用ということになっております。始末書も頂いておりますので、よろしくお願いします。

村山議長　では、２番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では３番、説明願います。

【議案第３号、３番朗読後、説明】

村山議長　では、３番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１８番　　場所としては木落集落の中なんですけども、４月18日に川西支所の担当者と２人で現地確認してまいりました。状況がどうなっているかといいますと、道と宅地の間に畑がずっと宅地分ぐらいの長さでありまして、隅のほうというか片方に車庫が建っていまして、片方は今畑を作って、家庭菜園されていて、大分前から、多分お父さんの代からだと思うのですが、既にもう亡くなっていまして、本人もよく分からなかったみたいなのですが、今回宅地を新築することになりまして、調べたらこういうことに、本人も知らなかったとはいえ、大変申し訳なかったという話はしております。始末書も頂いておりますので、よろ

しくお願いします。

村山議長　３番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」２件の申請の審議が終わりましたが、この２件につきまして許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」７件の申請が出ておりますので、これにつきましてご審議をお願いいたしたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局　議案書10ページの議案第４号をご覧ください。今月の農地法第５条の規定による許可申請は７件でございます。受付番号11番と12番は関連していますので、一括して説明をさせていただきます。

【議案第４号、１１番・１２番朗読後、説明】

村山議長　では、11番、12番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２２番　この場所は為永でありまして、旧中峰スキー場の県道を挟んだ反対側に位置しております。この案件は、令和３年11月25日の第18回総会において十日町市農業振興地域整備計画の変更で除外を申請した箇所であります。この18日に事務局の担当者と現地を確認いたしました。４月20日と４月21日にそれぞれの譲渡人、譲受人に面談と電話で確認して、申請内容に間違いないことを確認いたしました。違反については、大変申し訳なかったというふうに言っておりました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

村山議長　11番、12番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では13番、説明願います。

【議案第４号、１３番朗読後、説明】

村山議長　では、13番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１１番　　４月17日に中里事務所の担当者と現地を確認しました。現地は、道路の幅員も狭く、別の道路が必要なことを業者に電話で確認をしました。記載に間違いありませんでしたので。

村山議長　13番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では14番、説明願います。

【議案第４号、１４番朗読後、説明】

村山議長　では、14番の案件につきまして３番の私の担当ですので、説明します。

この場所については、市立西小学校の侵入道路に沿ったところでございます。そのほかは記載のとおり間違いないそうでございます。以上です。

では、14番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では15番、説明願います。

【議案第４号、１５番朗読後、説明】

村山議長　では、15番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１５番　　事務局と一緒に現地を確認し、そのうち譲渡人には直接面談で確認し、譲受人のほうには電話で確認しました。記載のとおり間違いないということでございましたので、よろしくお願いします。

村山議長　15番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では16番、17番も関連でございますので、一緒に説明願います。

【議案第４号、１６番・１７番朗読後、説明】

村山議長　では、16番、17番の案件につきましては３番の私の担当ですので、説明します。

この場所については、八幡田町の市営住宅の裏のほうの田んぼであります。譲受人両者には直接確認できましたが、譲渡人にはなかなか連絡が取れず、仲介の業者さんを通して確認させていただきました。以上です。

16番と17番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」７件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。

７件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、日程第４、議案第５号、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による「十日町市農用地利用集積計画について」でございます。

この利用集積計画につきましては、新規設定44件と一括方式による設定７件及び再設定19件、合計70件についてご審議をお願いいたしたいと思います。

なお、この議案につきましては事務局の読み上げを行わず、順次各委員さんから確認報告をいただき、最後に一括してご意見、ご質問を頂戴いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、マイクで確認報告の都合上、この順番じゃなくて、推進委員さん、担当委員さんに順次一括して確認報告いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、まず事務局から概要について説明願います。

事務局　11ページの議案第５号をご覧ください。今月の農用地利用集積計画についての案件は、借手変更を含む新規の利用権設定が44件、農用地利用集積計画一括方式が７件、再設定が19件で、合計70件ございます。以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。

なお、農用地利用集積計画一括方式の案件につきましては、23ページに機構から市への同意と県から機構への同意文書を添付してございます。農業委員会から市への意見回答は不要ですが、農業委員会は内容について確認及び承認をする必要があることから、推進委員の方はこの一括方式についても出し手、受け手への内容確認について報告をお願いいたします。

まずは新規案件について、会長が推進委員さんを指名しますので、担当地区案件を一括で報告を願います。一括方式案件につきましては、新規案件の報告終了後に会長が推進委員さんを指名しますので、報告をお願いいたします。以

上です。

村山議長　では、これより確認報告いただきたいと思います。

事務局　　発表される推進委員の方は、発表する前にページの番号と、ご自身の担当の受付番号をおっしゃってから報告をお願いしたいと思います。

村山議長　ちょっとページが飛んだりするんですが、一括してさせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

　では、１番推進委員よりお願いします。

（推）１番　私の案件が３件ございまして、12ページの129番、130番、それから20ページの163番というのが私の案件でございます。これは、親子での経営継承の案件であります。間違いございませんので、よろしくお願いします。

村山議長　次に、２番推進委員。

（推）２番　20ページ161番です。この19日に確認に行ってまいりました。この記載に間違いないということでございますので、よろしく願います。次に162番です。同じ19日に譲受人と、譲渡人のところに行って確認してまいりましたが、記載のとおりということでございますので、よろしくお願いします。

村山議長　次に、５番推進委員、お願いします。

（推）５番　22ページ、172番。双方18日に手紙で確認をいたしたところ、記載のとおり間違いございません。よろしくお願いします。

村山議長　次に、12番推進委員、お願いします。

（推）１２番　今月の案件は１件で、19ページの受付番号158番です。両者に電話で確認しました。記載に間違いありませんので、よろしくお願いします。

村山議長　次、13番推進委員、お願いします。

（推）１３番　12ページ131番、132番、13ページ135番、記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いします。

村山議長　次に、14番推進委員は今日欠席で、20番農業委員お願いします。

２０番　　15ページの142番、22ページの171番、確認したところ、記載のとおり間違いないという報告をいただきました。

村山議長　次に、20番推進委員、お願いいたします。

１８番　　すみません、17ページ152番は、20番推進委員の案件なんですけども、譲渡人がせがれさんということで、代わって発表します。記載のとおり間違いないと連絡を受けていますので、よろしくお願いいたします。

村山議長　はい。

（推）２０番　私の案件は、22ページ170番、記載どおり間違いありません。よろしくお願いします。

村山議長　次、22番推進委員、お願いします。

（推）２２番　案件は、21ページ168番と22ページ169番の２件です。作付は枝豆を作るそうです。記載のとおり間違いありません。お願いします。

村山議長　次に、23番推進委員、お願いします。

（推）２３番　私の案件、13ページの受付番号136番と14ページの137番、15ページの141番、19ページの157番と159番、計５件とも電話で確認しました。記載どおり間違いございませんでした。よろしくお願いします。

村山議長　次に、24番推進委員、確認報告お願いします。

２３番　24番推進委員は休みです。代わりに報告します。13ページの133番、134番、18ページの154番、19ページの160番、確認した結果、間違いないそうです。以上です。

村山議長　次に、26番推進委員、お願いします。

（推）２６番　16ページの147番、148番、そして17ページの149番、150番、151番の５件ですけども、譲受人が同じ人の案件です。全員内容の確認をいたしました。記載のとおりでした。よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、29番推進委員、確認報告お願いします。

（推）２９番　14ページ、139番、15ページ、143番、144番、145番、この４件について６日に電話にて確認を取りました。申請に間違いはございませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長　次、30番推進委員。

１０番　30番推進委員の代わりに報告します。

ページの18ページの153番、両者に確認を取りました。記載のとおり間違いありません。よろしくお願いします。

村山議長　次に、31番推進委員、お願いします。

（推）３１番　14ページの138番、140番、16ページの146番、20ページの164番、21ページの165番、166番の案件です。皆さんに確認してまいりました。記載のとおり間違いありませんので、どうぞよろしくお願いします。

村山議長　次に、33番推進委員、確認報告お願いいたします。

５番　33番推進委員、本日お休みのため、報告いたします。

18ページの155番、同じく156番、あと21ページの167番、以上３件、双方に

電話で確認をし、記載のとおり間違いないという連絡を受けております。ご報告いたします。

村山議長　次に、一括方式のほうですが、18番推進委員、確認報告お願いいたします。

（推）１８番　それでは、24ページお願いいたします。24ページの受付番号24番、25番、26番、27番、ともに両者に確認しました。記載のとおり間違いありません。よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、20番推進委員、確認報告願います。

（推）２０番　29番、30番、両者確認いたしました。間違いないので、よろしくお願いします。

村山議長　次に、21番推進委員、確認報告お願いします。

１２番　　21番推進委員欠席のため、代わって報告します。

受付番号28番、両者に確認したところ、間違いないということでした。よろしくお願いします。

村山議長　これで一括方式を含め、新規設定、各担当委員さんから確認報告いただきましたが、これにつきましてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、特に意見がなければ新規設定も含めこの計画に基づいて利用権の設定について公告したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでございますので、そのように回答させていただきます。

これで以上をもちまして議案については全て終了いたしましたので、第35回総会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。